

## 応募要領

### 1. 公募件名

GEPS マーケットプレイスとのシステム連携による商品情報の提供及び関連サービスの提供

### 2. 公募期間

令和6年3月28日から令和6年4月26日

### 3. 業務内容

GEPS マーケットプレイスとのシステム連携による商品情報連携サービス及びこれに関連するサービスの提供。

詳細は調達仕様書のとおり。

### 4. 契約形態等

調達仕様書別添3「GEPS マーケットプレイスに係る利用規約」及び調達仕様書別添4「GEPS マーケットプレイスを用いた購買手続に係る利用規約」に合意する形での片務契約

### 5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「物品の販売」のA等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- (4) デジタル庁又は他府省庁等における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 暴力団等に該当しない旨の誓約書（様式3）を提出すること。
- (6) 本応募要領及び調達仕様書に掲げる要件を満たす者であること。
- (7) 上記（1）～（6）の公募参加資格のない者の申込書等は無効とする。

### 6. 応募条件

「4. 契約形態等」に示した利用規約に合意し、以下の基準及び履行条件を満たすことができること。

- (1) 調達仕様書別添6「商品分類」に示す商品分類のうち、レベル1「事務用品／文房具」に該当する商品を10,000点以上、レベル1「パソコン／周辺機器／メディア」「トナー／インク／コピー用紙」「オフィス家具／収納」に該当する商品をそれぞれ1,000点以上、本サブシステムに外部カタログ連携できる見込みがあること。なお、連携見込みの商品数としてカウントする商品については、以下の条件を満たすこと。
  - ア 日本国内で販売実績がある（既に日本国内に売り出している商品である）こと。
  - イ 総数の8割以上は日本国内から発送された実績のある商品であること。
  - ウ 商品情報が自然な日本語で記載されていること。
- (2) eコマースサービスの運用実績を3年間以上有していること
- (3) 本サブシステムとシステム連携可能な期間として、調達仕様書に示す期間であることに同意

すること。

- (4) (3)に示すシステム連携可能な期間の後には、別途公募で選定されない限り、内部カタログ登録事業者（システム連携ではなく GEPS マーケットプレイスのデータベースに CSV 等のアップロード機能により商品情報を直接登録する事業者）として扱われることに同意すること。
- (5) (3)に示すシステム連携可能な期間中に発生した案件（発注済の案件だけでなく、本サブシステム上でカートを確定した案件を含む。）については、システム連携可能な期間の後であっても、内部カタログ登録事業者として請求処理まで対応すること。
- (6) 調達仕様書別添2「インターフェース仕様書」を満たすこと。
- (7) 調達仕様書に示すシステム連携可能な期間中、事業者側の都合で本サブシステムとの外部カタログ連携を取り止めない（障害やメンテナンスによる一時的な停止は除く）こと。
- (8) 電子調達システムの機能改修等に伴って、調達仕様書別添2「インターフェース仕様書」に示す技術的要件が変更となった場合に、事業者側でシステム連携のために必要な対応を実施すること。ただし、デジタル庁は事業者の個々の事情を加味して時期や仕様の調整を行う。
- (9) システム連携に伴う事業者側の対応費用について、事業者側で負担すること。
- (10) システム連携でやり取りするデータについては、日本国内法が適用される範囲で運用されること。
- (11) 利用する e コマースサービスに関連する ISO/IEC27001 準拠の認証（ISMS（Information Security Management System）認証を含む）を受けていること、又はプライバシーマークが付与されている事業者であること。
- (12) システム連携でやり取りするデータについては、ISMAP に登録されたサービス上若しくは国内に設置されたサーバで管理すること。
- (13) 事業者自身が販売契約の相手方となる商品のみをシステム連携すること。
- (14) 全都道府県にある官署（離島に所在する官署を除く）に対して配送が可能であること。
- (15) 利用府省庁等の業務に支障を来すことのないよう、問合せ窓口を設置し、問合せ窓口の電話番号又はメールアドレス等を事前に主管課に提示すること。問合せ窓口の設置にあたっては、一般的なヘルプデスク並みに体制を用意すること。
- (16) 窓口対応において、日本語をネイティブレベルに扱える複数人材を配置できること。

## 7. 本公募の内容説明会及び場所

以下の日時においてオンライン（Teams）で開催する。

本公募の説明会の参加希望者は4月8日（月）までに「9.応募書類の提出期限及び提出先等」の連絡先に説明会参加者の会社名、氏名、連絡先をメールすること。

日時：令和6年4月9日（火）13:00～15:00

URL：

[https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting\\_YjljZjc0NTAtZTI2MC00Nzg3LWJmZTktMjFjZTk5M2RmMjY5%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%2206e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344%22%2c%22Oid%22%3a%225e8a93bc-adab-4f15-8f13-c1d40928892b%22%7d](https://teams.microsoft.com/l/meetup-join/19%3ameeting_YjljZjc0NTAtZTI2MC00Nzg3LWJmZTktMjFjZTk5M2RmMjY5%40thread.v2/0?context=%7b%22Tid%22%3a%2206e4a0ff-4972-4a8b-af30-4571361d1344%22%2c%22Oid%22%3a%225e8a93bc-adab-4f15-8f13-c1d40928892b%22%7d)

## 8. 応募方法等

### (1) 応募書類の作成

応募を希望する事業者は、「GEPS マーケットプレイスとのシステム連携による商品情報の提供及び関連サービスの提供」調達仕様書を熟読の上、応募書類として以下資料を作成すること。

- ・ 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ・ 提出資料チェックリスト（様式1）
- ・ 参加申込書（様式2）

- ・ 誓約書（様式3）
- ・ 利用規約同意書（様式4）
- ・ インターフェース仕様に係る同意書（様式5）
- ・ 連携予定商品数（様式6）
- ・ 提出資料チェックリスト（様式1）で指定する以下の添付資料。なお、(イ)について公募応募時点で未取得の場合は、添付書類として GEPS マーケットプレイス運用開始までに取得予定である旨の資料を提示すること。また、運用開始までに該当の認証又はプライバシーマークの取得証跡あるいは取得に向けた審査中であることの証跡を提示すること。これを満たすことができなかった場合、サービス開始（システム連携による商品情報の提供及び関連サービスの提供）はできないものとする。
  - (ア)e コマースサービスの運用実績を3年間以上有していることを示す資料
  - (イ)利用する e コマースサービスに関連する ISO/IEC27001 準拠の認証（ISMS（Information Security Management System）認証を含む）を受けている資料又はプライバシーマークが付与されている事業者であることを示す資料。
  - (ウ)システム連携でやりとりするデータについて国内サーバに設置されたサーバで管理することを示す資料（ISMAP 登録サービスを利用している場合は不要）
  - (エ)外部カタログ連携事業者として提示する API の認証方式に関する資料
  - (オ)業務実施体制図（業務実施に当たり主要な関係者を示したもの）

(2) 留意事項

- ・ 応募書類は、評価する者が特段の専門的な知識を有することなく評価が可能な書類とすること。
- ・ 応募書類は、評価する者が理解しやすい日本語の記述とすること。
- ・ 応募内容に不備があると判断した場合は、応募書類の評価を行わないことがある。
- ・ 審査に当たって、応募書類以外に追加の資料提出を求める場合がある。その場合はデジタル庁が別途示す期限内に提出すること。
- ・ 提出資料チェックリスト（様式1）を作成する際は、調達仕様書別添5「外部カタログ連携事業者選定基準」を確認したうえで作成すること。

(3) 応募書類に不備等があった場合の対応

- ・ 公募参加資格を有しない者が応募した場合及び応募書類に不備があり提出期限までに修正できない場合は、応募を無効とする。
- ・ 応募書類の内容に虚偽の内容が含まれていた場合、当該事業者は今後 GEPS マーケットプレイスとのシステム連携が認められない場合がある。

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

応募を希望する事業者は、調達仕様書を熟読の上、以下の提出期限までに応募書類一式をメールにて提出すること。

提出期限：令和6年4月26日（金）12時 必着

(1) 提出先

デジタル庁国民向けサービスグループ 電子調達システム/調達ポータル担当（担当：加藤）

連絡先：03-6866-0330

E-Mail：[geps\\_p-portal@digital.go.jp](mailto:geps_p-portal@digital.go.jp)

※提出に当たっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

## 10. 契約相手方の決定

### (1) 審査及び選定の方法

提出された応募書類について、公募参加資格を満たすか審査を行う。審査に当たっては、必要に応じてヒアリングや資料の追加等を依頼する必要があるため、対応すること。

審査の結果、公募参加資格を満たすと認められた事業者が6者以上の場合は、調達仕様書別添5「外部カタログ連携事業者選定基準」に従い、GEPS マーケットプレイスに対して、外部カタログ連携による商品情報連携を行う事業者（以下、外部カタログ連携事業者という。）を5者選定する。公募参加資格を満たすと認められた事業者が5者以下の場合は公募参加資格を満たすと認められた全事業者を外部カタログ連携事業者として選定する。

### (2) 審査結果の公表及び通知

審査の結果は、令和6年5月16日（木）17時までに全応募者へ通知する。

## 11. その他

(1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された応募書類等は返却しない。